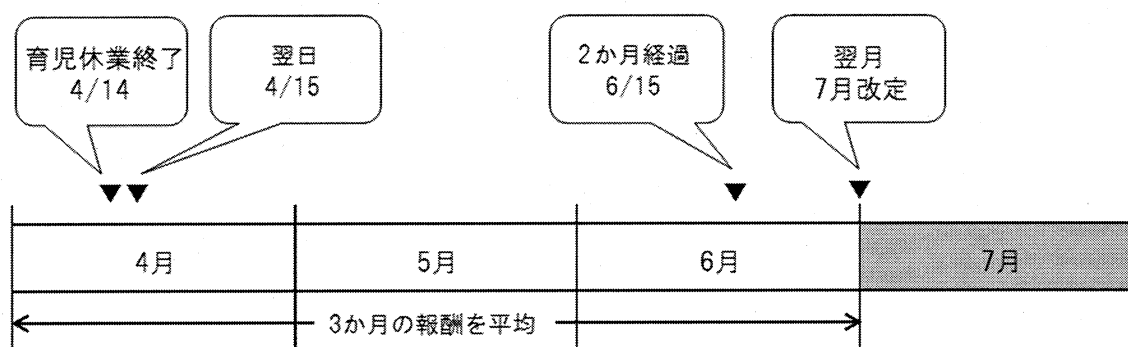


育児休業等終了時改定及び産前産後終了時改定について

地方職員共済組合長崎県支部

1 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が、育児休業等終了日にその育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合において、共済組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として、育児休業等終了日の翌日から2月を経過した日の属する月の翌月から標準報酬を改定します。



【育児休業等終了時改定と随時改定の要件の違い】

	育児休業終了時改定	随時改定
基礎となる期間	育児休業等終了日の翌日が属する月以後の3月間(固定的給与の変動がなくても改定可能)	固定的給与に変動があった月以後の3月間
支払基礎日数	支払基礎日数が17日以上の方が1月でもあれば改定(支払基礎日数が17日未満の月は除く)	支払基礎日数が17日未満の月が1月でもあるときは随時改定を行わない
改定に必要な等級差	1等級差で改定	原則、2等級以上の差が生じることが必要
改定月	育児休業等終了日の翌日が属する月から4月目	固定的給与に変動を生じた月から4月目
届出	組合員からの申出	随時改定に該当した場合、給与支給機関は速やかに届出

2 育児休業等終了時改定の手続き方法

「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を所属所長の証明を受けて
共済組合にご提出ください。

3 育児休業等終了時改定の留意事項

①育児休業等終了時改定の申出がない場合

- ・組合員から申出があった場合にのみ行い、申出がない場合は改定されません。
- ・また、育児休業等終了日の翌日に産前産後休業を開始している場合も申出をすることができません。

②育児休業等終了時改定の申出期間

- ・育児休業等終了後の給料を確認し、希望される場合は、速やかに共済組合にご提出ください。

③育児休業等を終了した日以後3歳に満たない子を養育しない場合

- ・育児休業等を終了した日以後3歳に満たない子を養育しない場合は、申出をすることはできません。

④育児休業等終了時改定の算定基礎月の3月間に、支払基礎日数が17日未満である月がある場合

- ・育児休業等終了時改定の算定基礎月の3月間に、支払基礎日数が17日未満である月は除いて報酬月額を算定します。

⑤育児休業等終了時改定と随時改定が同時期となった場合

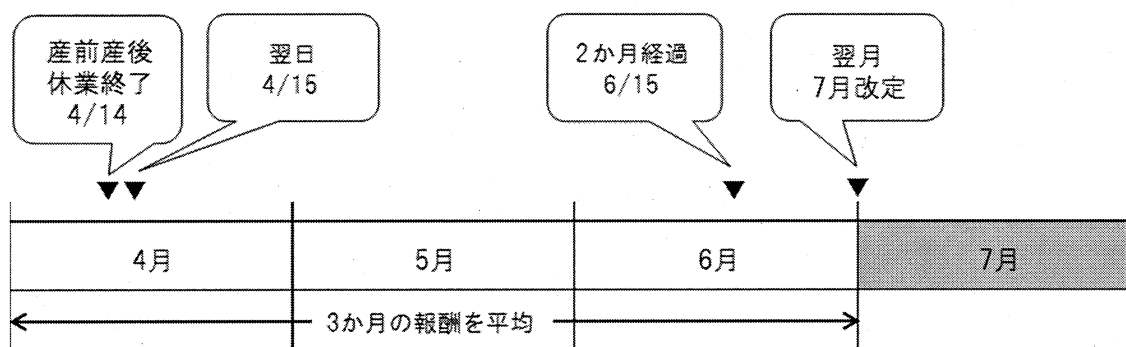
- ・随時改定は組合員からの申出に関係なく行うものであることから、随時改定は育児休業等終了時改定に優先します。

⑥育児休業等終了後の報酬が復職時調整により増額した場合

- ・育児休業等終了後の報酬が復職時調整により増額し、1等級以上の差が生じた場合も組合員からの申出があれば改定は可能です。

4 産前産後終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が、産前産後休業終了日にその産前産後休業に係る子を養育する場合において、共済組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として、産前産後休業終了日の翌日から2月を経過した日の属する月の翌月から標準報酬を改定します。



【産前産後終了時改定と随時改定の要件の違い】

	産前産後終了時改定	随時改定
基礎となる期間	産前産後終了日の翌日が属する月以後の3月間(固定的給与の変動がなくても改定可能)	固定的給与に変動があった月以後の3月間
支払基礎日数	支払基礎日数が17日以上の方が1月でもあれば改定(支払基礎日数が17日未満の月は除く)	支払基礎日数が17日未満の月が1月でもあるときは随時改定を行わない
改定に必要な等級差	1等級差で改定	原則、2等級以上の差が生じることが必要
改定月	産前産後終了日の翌日が属する月から4月目	固定的給与に変動を生じた月から4月目
届出	組合員からの申出	随時改定に該当した場合、給与支給機関は速やかに届出

5 産前産後終了時改定の手続き方法

別紙、「標準報酬産前産後終了時改定申出書」を所属所長の証明を受けて
共済組合にご提出ください。

6 産前産後終了時改定の留意事項

①産前産後終了時改定の申出がない場合

- ・組合員から申出があった場合にのみ行い、申出がない場合は改定されません。
- ・また、産前産後終了日の翌日に育児休業等を開始している場合も申出をすることができません。

②産前産後終了時改定の申出期間

- ・産前産後の給料を確認し、希望される場合は、速やかに共済組合にご提出ください。

③産前産後休業を終了した日以後子を養育しない場合

- ・産前産後休業を終了した日以後子を養育しない場合は、申出をすることはできません。

④産前産後終了時改定の算定基礎月の3月間に、支払基礎日数が17日未満である月がある場合

- ・終了時改定の算定基礎月の3月間に、支払基礎日数が17日未満である月は除いて報酬月額を算定します。